

郵便入札について

山梨県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）が行う入札において、入札参加者の手続きの負担軽減、入札業務の効率化及び不正行為防止の観点から、「参集による入札」ではなく、「郵便入札」を行うことがあります。

「郵便入札」の方法等は次のとおりとします。

1 「郵便入札」の対象

組合の公告により「郵便入札」と指定した入札が対象となります。

「郵便入札」では、指定した日時までに郵送により入札書等を提出していただき、あらかじめ示した日時・場所において立会者の立会いのもと、落札者を決定します。

ただし、郵送が困難な場合等においては、組合に入札書等を持参して提出することも可能です。

2 入札書等の提出

(1) 郵送の方法等

- ① 郵送の方法は、一般書留、簡易書留、レターパックプラスのいずれかの方法としてください。これら以外の方法で郵送された入札は無効となります。
- ② 郵送に係る費用は、全て入札に参加しようとする者（参加者）の負担となります。

(2) 入札書等

- ① 入札書は、郵便入札専用の用紙を使用してください。様式は、山梨県市町村職員共済組合物品及び役務の提供等に係る一般競争入札事務取扱要領に規定する「様式第8号の1（第13条関係）」又は山梨県市町村職員共済組合建設工事に係る一般競争入札事務取扱要領に規定する「様式コの1（第16条関係）」となります。
- ② 入札書に記載する日付は、作成日又は入札日の日付としてください。
- ③ 入札者は代表者となりますので、委任状の提出は不要です。
- ④ 内訳書の提出が求められているときは、入札書に同封してください。

(3) 入札封筒（入札書等を封入する封筒）

二重封筒とし、外封筒の表面に「入札書在中」と記載し、中封筒に公告番号を記載し、入札書（内訳書の提出が求められているときは内訳書も含む。）を同封してください。

【外封筒に記載する送付先】

〒400-8587

甲府市蓬沢 1-15-35 山梨県自治会館 6階
山梨県市町村職員共済組合 ○○ 宛

○中封筒（入札書を封入する封筒）

① 公告番号 ②参加者の商号又は名称、及び代表者氏名 ③開札日

[例]

③ 開札日：令和●年●月●日

① 公告番号：梨共済公告第●●●●号

② 商号又は名称
代表者氏名 (印省略可)

※内訳書の提出が求められているときは、同封してください。

○外封筒（中封筒を郵送する封筒）

[例]

〒 400-8587
甲府市蓬沢 1-15-35 山梨県自治会館 6階

山梨県市町村職員共済組合 ○○ 宛

入札書在中

入札者 住所
商号又は名称

再度入札時の連絡先および担当者

※入札の結果、落札者がいない場合には、再度入札を直ちに行うため、その際の連絡先及び担当者名も記載してください。

(4) 指定期限

組合の公告により指定した入札書到達期限日時(以下「指定期限」という。)までに組合に到着するよう郵送してください。指定期限を過ぎた入札書は無効となります。

(5) 入札書の取扱い

入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできません。また、入札が中止又は取消しとなった場合において入札書は返却しません。

3 辞退について

入札書が組合に到達した後であっても、入札の執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。参加者は、入札を辞退するときは、あらかじめ組合に連絡のうえ、組合が定める「入札辞退届」に記載して、組合に直接持参するか郵送(郵送の場合は、入札日の前日までに到達したものに限り)してください。

4 開札の立会い

入札者の立会いは必要ありませんが、参加者で立会いを希望される場合は、開札日の3日前までに組合に連絡のうえ、開札時刻までに開札場所へ参集してください。その際は、「入札参加決定通知」の写しを持参してください。また、代理人が立会いを希望する場合は、組合で規定する「委任状」を郵送にて送付しますので、「入札参加決定通知」の写しと併せて提出してください。

5 再度入札について

入札の結果、落札者がいない場合には、再度入札を行います。再度入札の方法等は、原則、次のとおりとなります。

- ① 参加者に対して電話連絡します。
- ② 参加者は、当日午後3時(または組合が指定する日時)までに入札書等を作成し、電子メール又はFAXにて送信してください。
- ③ 参加者は、電子メール又はFAX送信後は、必ず組合に電話連絡してください。
- ④ 再度入札で電子メール又はFAXにて送信していただいた入札書等は、正式書類として受理しますので、原本の郵送等は必要ありません。ただし、落札者にあつては、後日、原本を提出していただきます。
- ⑤ 入札日当日午後3時30分(または組合が指定する日時)に入札(2回目)を行います。
- ⑥ 辞退する場合は、電話にて連絡してください。

6 同額入札の場合

落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、次の方法により

落札者を決定します。

① 参加者は、くじを行う場合に備えて、入札書の「抽選番号」欄に、あらかじめ任意の3桁の数字「000～999」を記入してください。なお、抽選番号が1桁でも記入されていない場合や1字でも判別できない数字がある場合等は「999」を割り当てます。

② くじの手順

ア 郵送の者は「書留番号（11桁）又はレターパックプラスの問い合わせ番号（12桁）」について、持参した者は「持参した際にくじを引いた6桁の番号」について、この番号の下4桁の小さい者から順に「くじ番号」（0、1、2・・・）を付与します。なお、下4桁が同一の数字の場合は、下6桁の小さい者から順にくじ番号を付与します。

イ 入札書に記入されたくじ対象者の「抽選番号」を合計し、その合計値をくじ対象者の数で除し、余りを算出します。

ウ 上記アの「くじ番号」と上記イで算出した余りが一致した者を落札者とします。

〈例〉入札参加者4者が同額入札の場合

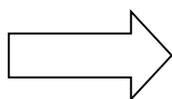
① くじ番号の付与

業者名	書留番号・レターパックプラスの問い合わせ番号 持参した際にくじを引いたその番号	くじ番号
A社	(レターパックプラス) ××××-××24- <u>3233</u>	0
B社	(書留番号) ×××-××- <u>03543-8</u>	1
C社	(書留番号) ×××-××- <u>27543-8</u>	2
D社	(持参した際に引いたくじの番号) 13 <u>8759</u>	3

※B社とC社は下4桁の数字が同一につき、下6桁の数字でくじ番号を付与します。

②-1 抽選番号の和を求め、くじ対象者（同額入札者）で除し、余りを算出

業者名	抽選番号
A社	359
B社	999
C社	081
D社	682



$359 + 999 + 081 + 682$ $= 2121$ $2121 \div 4 \text{ 者} \Rightarrow 530 \text{ 余り } 1$
--

②-2 落札者の決定・・・②-1にて算出した余りは1

業者名	くじ番号	抽選結果
A社	0	
B社	1	落札決定
C社	2	
D社	3	

7 郵便入札の無効

山梨県市町村職員共済組合建設工事に係る一般競争入札事務取扱要領第 21 条又は山梨県市町村職員共済組合物品及び役務の提供等に係る一般競争入札事務取扱要領第 17 条に掲げる場合のほか、次のいずれかに該当するときは無効となります。

- ① 一般書留、簡易書留、レターパックプラス以外の方法で郵送されたとき
(組合へ直接持参することは有効です。)
- ② 指定期限までに入札書が届かないとき
- ③ 同一案件に 2 以上の入札書が届いたとき
- ④ その他指定された入札条件に合致しないとき

8 入札結果について

落札者（決定者）には、電話で連絡します。また、各参加者には郵送（簡易書留）により通知します。